

社会保険 しまね

助け合い 生きる安心 社会保険

No.803

平成28年
5月号

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



《飲啄の図》楠本宗平 / 今岡美術館蔵(出雲市天神町)

平成28年度の社会保険事務説明会について

平成28年度の社会保険事務説明会は内容と時間が昨年と異なります。今年度の説明会では、従来からの「算定基礎届」に加え、制度改正に伴う「短時間労働者の適用拡大」及び雇用保険との調整を中心とした年金の給付関係についてもお話しする予定です。そのため講義時間を30分拡大するとともに、開始時間、終了時間が昨年と異なっていますのでご注意ください。

※日時、会場は「日本年金機構からのお知らせ」5月号の案内チラシでお確かめください。

●算定基礎届を提出する際のチェックポイント

算定基礎届は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届書です。この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、正しい届け出をお願いします。提出する際のチェックポイントは以下のとおりです。

●提出時期は7月1日から7月11日(月)までです。(通常の提出期限は10日ですが今年度は日曜日のため)

●届出用紙で提出する場合は、①「算定基礎届」②「算定基礎届 総括表」③「総括表附表(雇用に関する調査票)」の3種類です。該当する方がいる場合は、次の届書も必要になります。④70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届⑤被保険者月額変更届(7月

改定者)

※算定基礎届の備考欄に「7月月変」と記入してください。

●電子媒体(CD・DVD)、電子申請でも届出できます。

●届出の対象者は7月1日現在のすべての被保険者です。ただし、次の①～③のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出は不要です。①6月1日以降に資格取得した方 ②6月30日以前に退

職した方 ③7月改定の月額変更届を提出する方

●郵送で提出される場合は、岡山広域事務センターへ直接送付していただきますようお願いいたします。

送り先

日本年金機構岡山広域事務センター
〒700-8501 岡山市北区新屋敷町1-1-18
山陽新聞社新聞製作センタービル5F

●算定基礎届で注意いただきたいこと

算定基礎届を提出するにあたり、ご注意くださいことや間違えやすい点についてお知らせしますので、参考としてみてください。

●会社法人番号などのご確認をお願いします。「短時間労働者の適用拡大」に伴い、適用事業所の「会社法人番号」を確認する必要が生じたことから、日本年金機構では平成27年度の算定基礎届から「会社法人番号」の記載と確認作業をお願いしています。送付された算定基礎届に記載されている「会社法人番号」をお確かめいただきますようお願いいたします。

●支払基礎日数に誤りが多いのでご注意ください。支払基礎日数は、報酬の支払い対象となった日数のことをいいます。時給制・日給制の場合は、実際の出勤日数が支払基礎日数となります。月給制の場合は、出勤日数に関係なく暦の日数になります。給与の支払日を記入される事例が多いのでご注意

ください。

●短時間就労者(パートタイマー)の届出にご注意ください。通常の勤務者は17日以上支払い基礎日数がある月で算定しますが、短時間就労者(パートタイマー)の方は基準が異なります。支払い基礎日数が3月とも17日以下の場合は、15日以上で算定します。また、通常の勤務者との違いが分かるよう、短時間就労者(パートタイマー)の方は備考欄に「パート」と記入してください。

●年間平均で標準報酬月額を決定する場合があります。標準報酬月額は、算定基礎届の「4、5、6月の給与の平均」で決定しますが、その月が繁忙で時間外が集中するような場合、正確な月額が反映されないケースがありました。

そこで、4、5、6月の給与の平均額と前年1年間の給与の平均で算出した月額とで2等級以上の差が生じ、その差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合は、「事業主の申立書」と「本人の同意」を提出することにより、前年の7月から当年の6月までの給与の平均額から算出した標準報酬月額で決定することができます。

●70歳以上被用者の届出が変更となっています。平成27年9月以前は、70歳以上の方は昭和12年4月2日以降生まれの方が対象でしたが、平成27年10月からは生年月日にかかわらず70歳以上の方が届出対象です。

被扶養者資格の 再確認について

協会けんぽでは、保険料負担の抑制のため、医療費及び高齢者医療制度への支援金等の適正化^{*}を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを定期的に再確認することとしています。

平成28年度においても例年と同様に、就職などにより新たに勤務先の健康保険に加入されているにもかかわらず、被扶養者削除の届出が未提出(二重加入)となっていないかを重点的に確認いたします。

※平成27年度の実績(削除人数):約7.3万人

平成27年度の削除による効果額(高齢者医療制度への負担軽減額):
約31.5億円



●再確認の対象となる方

平成28年5月23日現在の 協会けんぽ管掌健康保険の被扶養者の方

ただし、次に掲げる方は**対象外**です。ア.平成28年4月1日において18歳未満の被扶養者

イ.平成28年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

ウ.任意継続被保険者の被扶養者

実施方法

1 協会けんぽから事業主様に 下記書類を送付します。

※すべての被扶養者の方が対象外の場合は、
お送りいたしません。

●送付物

- 1 被扶養者状況リスト
- 2 説明用リーフレット
- 3 被扶養者調書兼異動届
- 4 返信用封筒

●送付時期

平成28年6月10日から7月上旬に
かけて順次送付

2 被扶養者状況リストに記載されている被扶養者 が、現在も被扶養者の条件を満たしているかどうか をご確認いただき、下記書類を提出してください。

[1] 削除となる被扶養者がいない場合

「**①**被扶養者状況リスト」のみをご提出ください。

[2] 削除となる被扶養者がいる場合

「**①**被扶養者状況リスト」、「**③**被扶養者調書兼異動届」、
「該当者の保険証」をご提出ください。

※被扶養者調書兼異動届(協会けんぽ被扶養者再確認専用)の控えを事業主
様に返送するまでに時間がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は、通常
の異動届を管轄の年金事務所へ直接ご提出ください。

3 提出期限 平成28年 8月1日

●手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144



平成28年度基礎講座のお知らせ

28年度は、松江会場、益田会場(新会場)で開催し、日程は、8月から12月で、月2回、会場は準備中ですが、受講の予約を受け付けます。受講予約申込書はホームページ

に5月25日から掲載し、詳細は決定後に予約者に連絡します。なお、今年度の受講者は、会員事業所の事務担当者、並びに健康保険委員・年金委員とします。

平成28年度事業計画、並びに予算が承認されました



去る、3月11日に開催されました臨時評議員会で、平成28年度事業計画、並びに予算が承認されました。

概要をホームページに掲載していますのでご覧ください。

浜田地区ソフトボール大会のお知らせ



平成28年度ソフトボール大会(浜田支部主催:浜田会場、益田会場)は、前号(社会保険しまね3月号)で開催日をお知らせしました。

過去の参加チームの皆様には別途お知らせする予定ですが、参加申込書はホームページに掲載していますので、

ダウンロードの上ご利用ください。

- **申し込み締切日** 浜田会場 平成28年 **6月3日** 金
- 益田会場 平成28年 **7月4日** 月

プール・ジム利用助成、並びに夏期助成事業ご案内について



■7月からご利用いただける施設利用割引券を同封いたしました。6月末までは前回お送りしていますクリーム色の券をご利用ください。なお、長らくご利用頂きました「クワハウス湖陵」は7月からの利用割引券はありませんので、ご承知置きください。

■例年7月より実施しております夏期助成事業(海の家・山の家利用助成)のご案内は、7月発行「社会保険しまね」に同封する予定としています。

◎ ご注意

「社会保険の事務手続き<28年度版>」をお申し込みいただいた皆様へ

「申込みハガキを送ったのに、この5月号「社会保険しまね」に同封されていない!!」……そのときには、電話にて当協会までお申し出下さい。(事業所名等白紙のハガキがあり、送ることができませんでした。)

「社会保険の事務手続き」2冊目をご希望されました会員事業所の皆様へ

別途、ご案内を差し上げることにしていますが、5月末頃から6月上旬の予定ですので、もうしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

社会保険に関する
各種書類のダウンロードや、
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻803号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2016.5.20発行 ※次回の発行については平成28年7月を予定しています。